

高槻市建設工事請負業者指名停止基準

昭和59年6月1日施行
平成3年4月1日改正
平成4年4月1日改正
平成9年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成25年4月1日改正
平成26年4月1日改正
令和2年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この基準は、高槻市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）に関する一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加資格を与えられた建設業者（以下「有資格業者」という。）の、一般競争入札への参加停止及び指名競争入札に係る指名停止（以下「指名停止等」という。）の措置を適正に処理するため必要な事項を定める。

(基準)

第2条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該措置要件ごとに定める期間、指名停止等を行うものとする。なお、日数の計算は、その事実があったとき、又はその事実を確認したときを起算日として行うものとする。

2 当該指名停止等に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

(下請負人及び共同企業体の構成員に関する指名停止等)

第3条 前条第1項の規定により指名停止等を行う場合において、当該指名停止等について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止等の期間を基準に期間を定め、指名停止等を併せて行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止等を行おうとするときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止等について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止等の期間を基準に期間を定め、指名停止等を併せて行うものとする。

3 前条第1項の規定による指名停止等に係る有資格業者を構成員とする共同企業体についても、当該指名停止等の期間を基準に期間を定め、指名停止等を行うものとする。

(指名停止等期間の特例)

- 第4条** 1 事案について指名停止等に係る事実が2以上競合したときは、別表に掲げる措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止等の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が指名停止等の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止等の期間中を含む。)に、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合における指名停止等の期間は、それぞれ別表各項に定める期間の1.5倍の期間(別表各項に定める期間に上積みされることとなった期間が1か月に満たないときは1か月)とする。
- 3 指名停止等期間中の業者が、新たに別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったときの指名停止等の期間は、前項に定める期間を、既に措置されている指名停止等の残期間に加算した期間とする。
- 4 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかであるときは、別表各項に定める期間の2分の1または2倍に相当する期間まで短縮あるいは延長することができる。ただし、短縮後の期間が1か月未満の場合には、1か月を限度とする。
- 5 指名停止等期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前項の規定を準用する。
- 6 指名停止等期間中の有資格業者について、当該事実について責を負わないことが明らかとなったときは、指名停止等を解除することができる。
- 7 本条の特例による指名停止等期間が3年を超える場合には3年を限度とする。

(指名停止等の継承)

- 第5条** 指名停止等期間中の業者から合併等により営業を実質的に継承したと認められる有資格業者は、当該指名停止等の有資格業者の指名停止等期間を引継ぐものとする。

(指名停止等の通知)

- 第6条** 指名停止等、指名停止等期間の変更又は指名停止等の解除をしたときは、当該有資格業者に遅滞なく通知するものとする。
- 2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、必要に応じ改善措置等の報告を徴することができる。

(指名停止等措置の公表)

- 第7条** 指名停止等を行ったときは、公益上不適当なものを除き遅滞なく公表するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

- 第8条** 指名停止等期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害関連又は特殊技術を要する建設工事等やむを得ない事由があると認めるとき

は、当該建設工事等についてのみ契約の相手方とすることができる。

(下請負の禁止)

第9条 市長は、指名停止等期間中の有資格業者が市発注工事を下請することを承認してはならない。ただし、指名停止等措置の実施前に下請負人となっていたときは、この限りでない。

(指名停止等に至らない事由に関する措置)

第10条 指名停止等を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(工事事故の報告)

第11条 有資格業者は、市発注工事において事故が生じたときは速やかに報告しなければならない。

2 有資格業者が前項の規定に反したときは、指名停止等の期間を2倍の期間に延長することができる。

(入札参加者選考委員会)

第12条 有資格業者の指名停止等の措置については、高槻市請負工事契約事務取扱規程(昭和50年訓令第9号)第14条に規定する高槻市入札参加者選考委員会(以下「選考委員会」という。)が決定する。

2 指名停止期間に設定の幅がなく裁量の余地のないものは、文書決裁をもって開催及び決定に代えることができるものとする。但し、第4条の特例を適用する場合を除く。

3 この基準に定めのない事項で指名停止等を行う必要があるときは、第1項に規定する選考委員会がこれを決定する。

(苦情の申立て)

第13条 指名停止等の措置を受けた有資格業者は、指名停止等の措置の公表を行った日の翌日から起算して10日以内に、書面により市長に苦情の申立てを行うことができる。

(準用)

第14条 この基準は、測量・建設コンサルタント等業務委託業者の指名停止等の措置について準用する。

(補足)

第15条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。

附 則
この基準は、令和 2年4月1日から実施する。

別 表 (第2条関係)

措 置 要 件	指名停止期間
<p>1 虚偽記載 市発注工事の請負契約に係る入札において、書類等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内
<p>2 入札妨害等 有資格業者又は使用人が、市発注工事の入札、契約等の事務の執行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 入札の公正かつ円滑な執行を妨げたとき。 (2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき（建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかったときを含む。）。 (3) 入札参加希望者が入札の手続をすること、落札者が契約の締結をすること又は契約者が契約の履行をすることを妨げたとき。</p>	<p>1 か月以上 2 年以内 1 か月以上 2 年以内 1 か月以上 1 年以内</p>
<p>3 粗雑工事等 (1) 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（工事目的物の種類又は品質に関して契約内容の不適合が軽微であると認められるときを除く。）。 (2) 大阪府内における他の公共機関が発注する工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、工事目的物の種類又は品質に関して契約内容の不適合が重大であると認められるとき。 (3) 市発注工事の完成検査の成績が不良であったとき。</p>	<p>1 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>4 契約違反 市発注工事の契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当したとき。 (1) 有資格業者の責により契約の解除がなされたとき。 (2) 正当な理由なく工事に着手しなかったとき。 (3) 正当な理由なく履行を遅滞したとき。 (4) その他契約の履行に当たり、契約内容に反する事実があり、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 年 1 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>5 監督、検査等の妨害 (1) 本市の職員が行う監督、検査を妨害し、若しくはその指示に従わなかったとき。 (2) 本市の職員に対し、不当要求その他の行為により公正な職務の執行を妨げたとき。</p>	<p>1 か月以上 1 年以内 1 か月以上 1 年以内</p>

<p>6 安全管理上の事故</p> <p>(1) 工事の施工に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。</p> <p>イ 本市発注の工事 ロ 大阪府内で行われる本市発注以外の工事で、当該事故が重大であると認められる場合</p> <p>(2) 工事の施工に当たり、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p> <p>イ 本市発注の工事 ロ 大阪府内で行われる本市発注以外の工事で、当該事故が重大であると認められる場合</p>	<p>2 か月以上 1 年以内 1 か月以上 6 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>7 贈賄行為</p> <p>有資格業者又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する者に対する贈賄容疑により逮捕、若しくは公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市の職員 (2) 本市以外の公共機関の職員</p> <p>イ 大阪府内 ロ 大阪府外</p>	<p>3 年</p> <p>1 年 6 か月</p>
<p>8 独占禁止法違反行為</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。なお、課徴金減免制度が適用され、その事実が公正取引委員会により公表されたときは、2 分の 1 の期間とする。</p> <p>(1) 本市発注の工事 (2) 本市以外の公共機関発注の工事</p> <p>イ 大阪府内 ロ 大阪府外</p>	<p>3 か月以上 3 年以内</p> <p>1 か月以上 1 年以内 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>9 競売入札妨害又は談合</p> <p>有資格業者又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する工事の競争入札において、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 により逮捕、若しくは公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市発注の工事 (2) 本市以外の公共機関発注の工事</p> <p>イ 大阪府内 ロ 大阪府外</p>	<p>3 年</p> <p>1 年 6 か月</p>

<p>1 0 あっせん利得処罰法違反行為 有資格業者又は使用人が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）違反の容疑により逮捕、若しくは公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市発注の工事 (2) 大阪府内で行われる本市発注以外の工事</p>	<p>3年 1か月以上1年以内</p>
<p>1 1 建設業法等関係法令の違反行為 (1) 建設業法の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>イ 逮捕、若しくは公訴を提起された場合 ロ 営業停止を命ぜられた場合</p> <p>ハ 指示を受けた場合</p> <p>(2) その他建設業法の規定に違反したとき。 (3) 各種関係法令（建設業法を除く。）に基づき処分されたとき。 (4) 本市の処分を受けたとき。</p>	<p>1か月以上1年以内 営業停止期間に1か月以上3か月以内を加えた期間 1か月以上3か月以内 1か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内 1か月以上6か月以内</p>
<p>1 2 廃棄物処理法違反行為 有資格業者又は使用人が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反の容疑により逮捕、若しくは公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市発注の工事 (2) 大阪府内で行われる本市発注以外の工事</p>	<p>3年 1か月以上1年以内</p>
<p>1 3 暴力行為等 有資格業者又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する行為により逮捕、若しくは公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市職員に対する暴力行為等 (2) 大阪府内で行われた暴力行為等 (3) 大阪府外で行われた暴力行為等</p>	<p>3年 1年 6か月</p>
<p>1 4 経営不振 不渡手形を発行する等、経営不振の状態にあると認められるとき。</p>	<p>再建したと認められるまでの間</p>

15 その他	
(1) 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 か月以上 2 年以内
(2) 市民生活に支障をきたす等の行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 か月以上 2 年以内
(3) 役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 か月以上 2 年以内
(4) 高槻市暴力団排除条例（平成 25 年高槻市条例第 33 号）第 8 条第 2 項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき。	3 か月